

広島県告示第二百九十二号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、福山港及び尾道糸崎港における小型船舶特定係留施設の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯崎英彦

指 定 を 受 け た 者	指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	
福山地域ポートパーク 運営共同企業体 代表者 シダツクス大 新東ヒューマンサービス 株式会社代表取締役 白田 豊彦	五号 広島市中区堀川町三番	平成二十八年三月三一日
		平成二十八年四月一日 平成二八年三月三一日